

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 4 回 会 議

平成 1 5 年 9 月 2 6 日 (金)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第4回会議

1 日時

平成15年9月26日(金)午後1時30分開会・午後2時28分閉会

2 場所

塩江町役場2階大会議室

3 出席委員 24人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	野口勉
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰淵将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	中村榮治
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	角田富雄	幹事	出原忠憲

6 欠席幹事 なし

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班	香 西 幸 子
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加 藤 昭 彦	調整班	藤 川 幸 彦
総務班長 兼計画班長	福 井 隆	調整班	松 本 修 治
総務班 兼計画班	森 田 大 介		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

協議事項

議案第12号 各種事務事業の取扱い（協定項目第24号）における事務事業
項目について

協議第5号 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

協議第6号 慣行の取扱い（協定項目第12号）について

協議第7号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

4 その他

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第4回会議を開催させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多用のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。それではよろしくお願いたします。

早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと佐藤好邦委員さんのお二人にお願いいたします。お二人を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3「議事」に入ります。

なお、本日の協議事項のうち、議案につきましては、本日、御決定をいただくこととしておりますが、「協議第何号」という表題の案件、本日は、協議第5号から協議第7号までの3件を予定しておりますが、これらの合併協定項目に係る案件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明等を行い、次回の第5回会議において、改めて質疑及び協議を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、その点、御理解を賜りたいと存じます。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） それでは、(1)「協議事項」のうち、議案第12号「各種事務事業の取扱い（協定項目第24号）における事務事業項目について」を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 議案第12号について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開きください。

議案第12号「各種事務事業の取扱い（協定項目第24号）における事務事業項目について」でございます。

恐れ入りますが、先に、5ページの方をごらんいただきたいと思います。

5ページでございますが、7月24日に開催いたしました第2回会議におきまして、5ページに記載しておりますような、合併協議会で御協議をいただく合併協定項目について御承認いただきましたが、本日の議案は、このうち24番、黒く網かけをいたしておりますが、24番の「各種事務事業の取扱い」、この中で協議する事務事業の項目を改めて定めるものでございます。

戻りまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

事務事業項目として、1の「都市提携」から、24の「その他の事業」までの24項目を定めております。

その内容につきましては、3ページに記載しておりますが、事務事業項目の設定に当たりましては、高松市・塩江町、両市町間の行政制度、事務事業等の調整を念頭に置き、その他の項目についても含んだ内容といたしております。

まず最初は、1番、「都市提携」でございます。住民相互の友好と親善の促進を図るため、両市町で提携しております、友好都市や姉妹都市などの都市提携について協議をするものでございます。

現在、塩江町におきましては、枚方市との友好都市提携をされております。また、高松市におきましても、国内、国外の幾つかの都市と都市提携をいたしておりますが、これらの取扱いについて、この項目の中で協議をするものでございます。

2番目は、「電算システム事業」でございます。戸籍、税務を初めとする各種電算システムにつきましては、速やかに統合し、合併時に円滑に稼働する必要があるため、システムの統合や調整について協議するものでございます。

3番目は、「広聴広報事業」でございます。住民から幅広く意見を聴くための広聴事業、また、広報紙、ホームページなどの広報事業の取扱いについて協議するものでございます。

4番目は、「人権啓発事業」でございます。人権問題に関する普及啓発、相談等の事業や人権教育などの事業の取扱いについて協議するものでございます。

5番目は、「コミュニティ施策」でございます。地域の個性や独自性を尊重した、地域主体の活動の担い手となります。自治会などの地域活動に関する施策について、その取扱いを協議するものでございます。

6番目は、「障害者福祉事業」でございます。身体・知的・精神の各障害者に対する

各種給付や助成制度などの取扱いについて協議するものでございます。

7番目は、「高齢者福祉事業」でございます。介護支援事業や敬老祝金事業など、高齢者に対する保健福祉サービスや生きがい対策事業など、その取扱いについて協議するものでございます。

8番目は、「生活保護事業」でございます。塩江町の生活保護法に基づく事務は、県の福祉事務所が実施いたしておりますことから、その事務移管などについて、県も含めて協議する必要がございます。

9番目は、「児童福祉事業」でございます。各種の子育て支援策など、児童福祉、母子福祉、保育に関する支援制度などの取扱いについて協議をするものでございます。

10番目は、「その他の福祉事業」でございます。ただいま御説明いたしました障害者福祉・高齢者福祉・生活保護・児童福祉の各事業に属さない福祉事業について協議するものでございます。

11番目は、「保健衛生事業」でございます。保健事業、予防対策事業、食品衛生業務、健康づくり事業など、その取扱いについて協議するものでございます。あわせて、塩江町の保健所業務は県が実施いたしておりますことから、その事務移管などについて、県も含めて協議をいたすものでございます。

12番目は、「病院事業」でございます。高松市民病院、塩江病院について、合併後の医療体制のあり方などについて協議をするものでございます。

4ページにまいりまして、13番目は、「環境対策事業」でございますが、環境保全、公害対策、し尿・ごみ収集、その他環境対策につきまして、その取扱いを協議するものでございます。

次に、14番目は、「商工・観光関係事業」でございます。奥の湯温泉などの温泉宿泊施設、道の駅しおのえなどの観光関連施設のあり方や、観光振興事業、商工業振興事業、勤労者福祉対策事業などについて協議するものでございます。

15番目は、「農林水産関係事業」でございます。農林水産振興方策や関係団体の育成事業、土地改良事業などについて協議するものでございます。

16番目は、「建設関係事業」でございます。道路・橋梁、河川、公園、公営住宅等の整備・維持管理、都市計画などについて協議するものでございます。

17番目は、「交通関係事業」でございます。塩江町における廃止路線代替バスなど、公共交通機関確保のための各種施策、また、チャイルドシートの助成など、交通安全

対策事業などの取扱いについて協議をするものでございます。

18番目は、「上水道事業」でございまして、簡易水道を含めた水道事業の運営のあり方を初め、水道料金の算定・収納など各種制度について協議するものでございます。

19番目は、「下水道事業」でございまして、公共下水道や農業集落排水事業などの事業の調整を初め、これらに関する使用料、負担金等について、その取扱いを協議するものでございます。

20番目は、「消防防災関係事業」でございます。消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議をいたすものでございます。なお、消防団の取扱いにつきましては、別途、合併協定項目といたしまして挙げておりますので、そこで協議をするということにいたしております。

21番目は、「学校教育事業」でございます。就学支援のための各種助成など、幼稚園や小・中・高等学校教育に関する各種制度や学校給食、通学区域などについて、その取扱いを協議するものでございます。

22番目は、「社会教育事業」でございまして、生涯学習、青少年健全育成、スポーツ振興事業などの社会教育事業について協議するものでございます。

23番目は、「文化振興事業」でございまして、文化財保護、芸術文化事業、芸術文化団体育成など、文化振興事業について協議をするものでございます。

24番目は、「その他の事業」でございまして、上記のいずれにも属さない事業等について、ここで協議をするものでございます。

以上、各種事務事業に関しまして、24の項目を設定することといたしましたが、本協議会の御承認をいただけましたら、現在、各部会において、現況等の整理を行っております行政制度等について、この項目に分類して、調整を行うこととなるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第12号「各種事務事業の取扱い（協定項目第24号）における事務事業項目について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま、説明のありました議案第12号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） これからの協議項目を、こういうことで決めるということでござい

ますので、特段ないようでございましたらお諮りをしたいと存じます。

議案第12号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、協議第5号「町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 協議第5号「町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について」御説明をいたします。

資料6ページをお開きください。

町や字の区域や名称につきましては、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとりましても愛着の深いものでございますことから、協定項目として、その取扱いについて協議するものでございます。

6ページの枠の中に記載しておりますように、今回、提案いたしました内容は、塩江町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「塩江町上西甲」、「塩江町上西乙」、「塩江町安原上」、「塩江町安原上東」、「塩江町安原下」、「塩江町安原下第1号」、「塩江町安原下第2号」、「塩江町安原下第3号」の8つの町とするものでございます。

この考え方でございますが、第1点といたしましては、「塩江町」という名称を残すということ。第2点といたしましては、現在、塩江町において使用され、慣れ親しんでいる住所表示から大きく変化をしないこと。第3点としては、大字という名称は用いないこととすること。第4点としては、高松市における過去の合併におきましても、大字の名称を中心に新しい町名が設定されていること。第5点といたしまして、現在の高松市の町名の数が203ほどございますが、この数とのバランスを考える必要があること。

以上が、今回、提案をいたしました8つの町名を設定する主な考え方でございます。

具体的には、7ページにございます協議事項の説明資料をごらんいただきたいと思います。

7ページでございますが、1の「現況欄」の右側でございますが、塩江町の欄の「1」にありますように、塩江町の現在の住所表示、「大字上西甲」の大字の区域を「塩江町上

西甲」という町名にするものでございまして、合併後の住所表示は、その「3参考」に書いておりますように、「高松市塩江町上西甲 番地」というふうになります。

なお、小字については、従来と変わりがございません。

2に「先進地域の事例」を紹介いたしておりますが、潮来市、つくば市、新発田市などでは現行どおり、また、大船渡市では大字を表示しないなど、さまざまでございます。

次に、資料8ページをお開き願います。

8ページでございますが、地方自治法第260条の規定によりますと、町や字の区域の設定、廃止、または、町や字の名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決によりこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます。

その事務処理の流れにつきましては、「 手続」に記載しておりますように、まず、高松市長の提案、高松市議会の議決、知事への届出、知事の告示、効力発生となります。具体的には、合併の日に、高松市長が協議会の協議結果を踏まえた内容で専決し、同日に知事に届け出、同日に告示というふうになりますので、県との連絡を密にして事務を進める必要がございます。

なお、「 」の2番目に記載しておりますように、旧市町の字の区域や名称をそのまま合併後の区域や名称とする場合には、この手続の必要はございません。ただし、「大字 」を単に「 」と変更するなど、大字を表示しない場合には「大字 」というのが固有名詞と考えられますため、この変更の手続が必要となります。

以上、簡単でございますが、「町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について」の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第5号につきましては、冒頭にも申し上げましたように、意思集約は、次回の会議でお願いしたいと存じておりますが、ただいま説明いたしました趣旨や内容等について、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

どうぞ、はい。

三笠委員 これは第5回において意思集約されるように、今、会長の方から言われたんですが、塩江町、これは、僕は前に町長さんにも話させていただいたことがあると思うんですが、せっかくこの塩江町、温泉という町の位置づけというのが非常に強いものですから、もう行基の時代から受け継いでおられるということで、この塩江町何がしという、塩江温泉町とか、塩江温泉郷とか、そういう温泉という字句を、これは塩江町さんの方に

お聞き申し上げないかんですが、そういうような考え方は、今回いい機会だとは思いますが、これは単純な発想で申しわけないんですけども、そのあたりは町長さん、どんなんですかな。

中井副会長 それは非常にありがたい御意見じゃと思うんですけどな……

三笠委員 将来のことを思えば……

中井副会長 全町的に言って、それがなじむかという問題は一つあるんですけど、それともう一つは、手続上、今、塩江町という町名を変えるということになるんですけども、手続上どうなるんか、その辺ちょっと私わからんですけども、それと塩江町という字句を残していただけるということで、それは塩江温泉の感覚というか、イメージというか、それは残っていくような感じはしてはおるんですけどな。それは今おっしゃるようなことで、塩江温泉郷とか、非常に温泉らしい名前にはなってくると思って、そら温泉としての愛着を残していく上には、ええんだらうとは思いますが、それはちょっと考えさせていただきたいと思う。次で結論出させて……

三笠委員 次、第5回の方で、それは集約するんですが、それまでに、できるならばそういう、これは僕の個人的な考えで申しわけないんですが、これはもう町名変更になったら、皆さんの御意見が非常に重要なことをごさいますて、また考えとっていただければというふうに思いますが。

議長（増田会長） 今のは三笠委員さんからの御発言でございました。

どうぞ、ほかにも何かございましたら。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 次回までに、特に塩江町さんの方で、よくお考えいただければと思います。

それでは、特にほかにも御意見もないようでございますので、協議第5号につきましては、次回に改めて質疑や協議等を行って、意思集約をさせていただきます。

次に、協議第6号「慣行の取扱い（協定項目第12号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 協議第6号「慣行の取扱い（協定項目第12号）について」御説明をいたします。

資料9ページをお開き願います。

ここでは、市章、市民憲章、都市宣言、市の木及び市の花について、その取扱いを協議するものでございます。

これらの慣行につきましては、市のシンボル、基本姿勢となりますことから、合併市町の一体化を図るため、できる限り早期に、早い時期に統一する必要があると思いますが、塩江町において、特に愛着の深いものである場合には、何らかの方法で継承することなどを考慮したものとなっております。

今回の提案の内容についてでございますが、まず、市章につきましては、高松市の市章を用いるものいたします。

次に、市民憲章につきましては、高松市の市民憲章に統一するものいたしますが、現在の塩江町の町民憲章につきましては、その趣旨を尊重し、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承していくものいたします。

次に、都市宣言は、高松市に統一するものいたします。

最後に、市の花、市の木につきましては、高松市の市の木及び市の花を用いるものいたします。ただし、塩江町の町の木、町の花につきましては、塩江地区の推奨の木、花とするものでございます。

なお、慣行につきましては、成人式や出初式などの市町の行事や都市提携などについて、この「慣行の取扱い」の中で協議をしております合併協議会もありますが、本合併協議会におきましては、それらにつきましては、別途、他の合併協定項目の中で協議をするということといたしております。

次に、資料10ページをお開き願います。

10ページには、ただいま御説明をいたしました、市や町の章、あるいは憲章などの慣行の現況について記載をいたしております。

まず、高松市の市章は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられました「高」の字を中央に、外郭に松葉を配したもので、色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したのとなっております。

また、塩江町の町章は、塩江町の「し」の字の図案化によりまして塩江町をあらわし、町の発展・進歩、また円形により町民の融和と団結をあらわしております。

次に、憲章でございますが、高松市におきましては「高松市民のねがい」として、塩江町におきましては「塩江町町民憲章」として、資料に記載のとおり、それぞれ制定されて

おります。

次に、都市宣言でございますが、塩江町におきましては、「非核平和宣言」と「人権尊重の町宣言」の2つがございますが、高松市におきましては、その2つの宣言を含め、6つの宣言がございます。

最後に、高松市の市の木、市の花でございますが、これにつきましては、「黒松」と「つつじ」、塩江町の町の木、花は、「やまざくら」と「合歡」が制定されております。

その後にあります先進地域の事例でも、編入する市に統一されておりますが、編入されます地域の慣行の取扱いにつきましては、それぞれの地域により若干の相違がございます。

以上で、「慣行の取扱いについて」の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

中井副会長 ちょっと私の方から、この慣行の問題ですけれども、今回、いろいろと御協議いただくのは、これで、私、結構だと思っておるんですけども、これは、慣行としては、もう最小限度の慣行だと、私も思っておるわけなんです。それで、申し上げたいのは、結局、その他の事務事業というんですか、その中で、いろいろと取り決めをしていく、協議していく事項っていうのは、私、非常に多いと思う。というのは、塩江町には、御存じのとおり、「桜まつり」とか、それから「ホタルまつり」とか、「温泉まつり」とか、「もみじまつり」とかという、これは四大祭りという、塩江町の大きな慣行の一つではあるんですけども、それらの協議は、それ以外にもたくさんあるわけですけども、これが必要最小限度の慣行だということで、そのほかにも慣行の問題もあるけれども、それは、その他の事務事業のいわゆる調整というか、そういうところでいろいろと御協議をいただけるということで、このままで私は結構なんだろうと思っておりますけど。

事務局 ただいまの副会長さんからの御発言につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

ただいまの御発言の中にもありましたように、今回、この案件における項目については、最小限というような形で、先ほど事務局から説明したような形で、この項目のみを取

り上げております。

ただいま御意見いただきました祭りとか、その他各種のイベント、行事等がたくさんございます。それらにつきましては、当然、協議項目になるわけでございますが、現在、各部署で調査中でございます行政制度等の、その調整の段階で、それらの行事、イベント、祭り等を所管する部署間において、まず第一段階で調整をさせていただいて、それを部会として持ち上げて、幹事会で協議した上で、この協議会に説明をさせていただくということになりますので、その項目については、それぞれの事業項目に関連するところで出てこようかと思っておりますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） 慣行等については、もう、あらゆる方面にわたっておると思っておりますので、それぞれの部会等で、十分に検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、特にないようでございますので、協議第6号につきましては次回、これも次回、改めて意思集約をさせていただくということで、次に移ります。

協議第7号「特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、協議第7号「特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について」御説明をいたします。

資料12ページをお開きください。

12ページの枠の中に記載いたしておりますように、塩江町の特別職の職員（町長・助役・収入役及び教育長）の身分の取扱いにつきましては、両市町の長が別に協議して定めるといたしております。

なお、協議が調えば、改めて、本合併協議会に報告させていただく予定といたしております。

編入される町におきましては、町長、助役、収入役、教育長など特別職の職員が身分を失います。しかしながら、地方自治と地域の実情に精通し、合併に関与してきた特別職の

職員の方が失職することにより、合併後の市の事務の円滑な推進に支障が生じる可能性がございますことから、これらの方々を合併後の市において、参与、顧問などの特別職として、位置づける事例もございます。

13ページをごらんください。

13ページには、両市町の現況を記載しておりますが、先進地域の事例では、三役や教育長の身分の取扱いにつきましては、両市町の長が別に協議して定める場合が多く、新潟市では、協議によりまして、参与等に任命いたしております。

なお、特別職の範囲でございますが、地域によりまして、各種の行政委員会の委員などを含んでいる事例もございますが、本合併協議会では、先ほど御説明いたしましたように、三役と教育長とするものでございます。

以上、簡単でございますが「特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ、森谷委員さん。

森谷委員 「別途、協議」と何箇所か言っていただきました。先ほどの流れから言いましたら、部会があって、そして幹事会があって、そして協議会に持ってくるというふうにとらせていただいたんですけど、それでよろしいか。

それで、できましたら、大体のスケジュールをお教えいただけたらと思いますが。

議長（増田会長） はい、事務局からどうぞ。

事務局長 前段部分の御質問でございますが、全体的な流れとしては、ただいま御指摘いただいたような流れで、部会、幹事会、協議会という形になるかと思えます。本件の、特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、「両市町の長が別に協議する」という形にさせていただいておりまして、この案件につきまして、部会で協議することがいいのかどうかという問題もございますので、幹事会で協議するか、そこらあたりの取扱いについては、事務局の方で調整をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、いずれにしても、この案件につきましては、最終的に両市町の長が協議して、合意した中で、改めて、この協議会に報告をさせていただくということになるかと思いません。

後段部分のスケジュールでございますが、全般的なスケジュールといたしましては、先

般来の合併協定項目で、協議が調った案件ごとに、順序は逆転する可能性もありますが、調った段階で、順次、この合併協議会に提案をさせていただくということになります。

なお、この特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、協議が調った時点で、報告をさせていただくということになるかと考えておりますので、その時点がいつか、ということについては、この案件の性質上、若干時間がかかるのではないかなというふうに思っておりますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

森谷委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、協議第7号につきましても、次回の会議におきまして、改めて意思集約をさせていただきます。

会議次第4 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第4の「その他」でございます。

会議次第4 （1）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） まず、（1）の「合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について」、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております、第4回会議の参考資料、こちらの方をごらんいただきたいと存じます。

会議資料の次にとじております参考資料の方をごらんいただきたいと存じます。

まず、表紙に目次がございますが、合併協定項目のうち、前回の第3回会議で御説明いたしました項目以外の第5号及び第16号から第23号までの9項目、これにつきまして、本日、高松市、塩江町の現況と先進地域の事例を掲載いたしております。

これらの協定項目につきましては、先ほど説明いたしました、今後、協議が調ったものから、正式な協議事項としてこの協議会に提案し、詳しい資料に基づきまして、改めて御協議いただくということになっております。今回、あらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を御説明させていただくものでございます。

まず、資料1ページをお開き願います。

1ページは、「財産の取扱いについて」でございます。

ページの一番下の欄の概要を、まず、ごらんいただきたいと存じます。

合併に際し、財産処分を必要とするときは、協議して定める必要がございます。原則として、塩江町が所有している土地、建物、債権、債務などの財産は、すべて編入する高松市が引き継ぐこととなります。また、公の施設につきましても、高松市の公の施設として設置していくこととなります。ただし、その財産を高松市に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合には、協議によりまして、自治法第294条の規定に基づく「財産区」を設置することができます。

このような財産の処分につきましては、協議会での協議を踏まえて、両市町の議会の議決が必要となってまいります。

上側の現況欄をごらんください。ここには、平成13年度決算における両市町の財産の状況を記載しております。

まず、土地・建物につきましては、高松市が「行政財産」といたしまして、土地が約706万平方メートル、建物が約105万平方メートル、「普通財産」といたしまして、土地が約66万平方メートル、建物が約4万5,000平方メートルでございます。

一方、塩江町が「行政財産」といたしまして、土地が約12万平方メートル、建物が約3万平方メートル、「普通財産」といたしまして、土地が約197万平方メートル、建物が約600平方メートルでございます。

次に、有価証券につきましては、高松市が約7億3,800万円、塩江町が約300万円、出資による権利につきましては、高松市が約5億8,300万円、塩江町が約1,800万円となっております。

また、債権につきましては、高松市が約4億1,500万円、塩江町が約8,000万円、基金につきましては、高松市が1億9,100万円、塩江町が約1億8,800万円となっております。

その下に、先進地域、これは平成11年4月以降に編入合併した市、欄外に記載しておりますような、新潟市など10市の事例でございますが、これらにつきましては、すべて編入する市に引き継ぐことを基本といたしてありまして、個々に特別の事情がある場合には、例えば、大船渡市のふるさと創生基金の用途や、新発田市の財産区のように、その取扱いを協議して定めております。

次に、2ページでございますが、「一部事務組合等の取扱いについて」でございます。

申しわけございませんが、一番上の表題に誤りがございますので訂正をお願いいたします。「一部事務組合の取扱い」となっておりますが、正しくは「一部事務組合等の取扱い」でございますので、「等」が抜けておりますので訂正をお願いいたします。

それでは、2ページの一番下の欄の概要をごらんいただきたいと存じます。

一部事務組合を構成する市町が合併を行う場合には、当該組合の脱退、加入の手续や規約変更の手续が必要となります。このような構成市町の数の増減や組合の規約変更等については、当該組合を構成する市町の議会の議決を得た上、県知事の許可が必要となります。

高松市、塩江町に関係のございます一部事務組合は、現況欄にございますように、高松地区広域市町村圏振興事務組合を初め、6組合でございます。

合併に伴う具体的手続について御説明いたしますと、まず最初に、組合を構成する塩江町が構成外の高松市と合併する場合、例えば、香川南部葬斎場組合など3組合のように、塩江町が構成団体であるが、高松市は加入していない場合がございます。この場合、組合を構成する塩江町の法人格が消滅をいたしますので、組合の脱退の手続が必要となります。なお、引き続き、元の組合でそれらの事務を、今までどおり処理する場合には、改めて当該組合への高松市の加入の手続が必要となります。

次に、構成市町間で合併する場合、すなわち、高松地区広域市町村圏振興事務組合のように両市町とも構成団体である場合には、組合を構成する塩江町の法人格が消滅をいたしますので、組合の脱退の手続が必要となります。さらに、構成市町の数の減少に伴う経費負担の割合等を調整する必要も出てまいります。

また、香川県市町職員退職手当組合など、県内の全町が加入している組合についても、塩江町の脱退の手続が必要となりますが、あわせて、財産処分について十分協議を行う必要がございます。

先進地域の事例におきましても、御説明いたしました手続を基本に協議をいたしておりまして、特別な事情がある場合、例えば、新潟市と黒埼町におきます福祉事務組合や広域養護老人ホーム、また、廿日市市と吉和村における衛生組合、消防組合、廿日市市と佐伯町におけるし尿処理の委託などが、その取扱いについて協議をされております。

なお、ここには紹介いたしておりませんが、この項目におきましては、公社、第三セクター、公益法人等の外郭団体についても、その取扱いを協議いたすことといたしております。

す。

次に、3ページをお開き願います。

3ページは、「附属機関等の取扱いについて」でございます。

附属機関とは、法律や条例に基づき事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査を行うために設置する機関でございます。両市町に共通する附属機関については統合し、独自の機関につきましては、実態等を考慮して調整を行う必要がございます。

現在、高松市の附属機関は、高松市防災会議など45機関、附属機関類似機関といたしまして、高松市老人ホーム入所判定委員会など64機関ございます。また、塩江町の附属機関は、塩江町災害対策本部など19の機関、附属機関類似機関といたしまして、塩江町社会教育委員会など3機関ございます。

先進地域の事例では、附属機関は、原則として統合いたしております。

また、独自の機関につきましては、新潟市では、「黒埼町の学校給食センター運営委員会を新潟市の附属機関として引き継ぐもの」としてありますし、大船渡市や新居浜市におきましては、「実態を考慮し整備するもの」としてありますなど、各市とも実情を考慮し、適切な措置を講ずることといたしております。

また、附属機関等の委員構成につきましては、大船渡市では、「両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定める」としてありますし、新潟市や福山市でも、「必要により実情を考慮して措置を講ずるもの」としてありますなど、実態を考慮して調整がなされております。

次に、4ページでございますが、「公共的団体等の取扱いについて」でございます。

一番下の欄の概要をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法では、「公共的団体等は、合併市町の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」とされておりますことから、その取扱いを協議し、公共的団体等の理解を求めていく必要がございます。

ここでいう公共的団体等とは、商工会議所、商工会、生活協同組合などの産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム、育児院などの福祉事業団体、青年団、女性会、教育会などの文化事業団体、農業協同組合、森林組合など農林関係団体などが該当いたします。このような公共的な活動を営む団体は、すべて含まれ、法人かどうかを問わないものとされております。

地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これ

らを指揮監督できることとされておりますことから、地域の一体的発展を考慮しながら、できるだけ、公共的団体等の統合がなされるよう、努める必要がございます。

先進地域の事例を見ましても、新潟市におきましては、「合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める」としてありまして、まず、両市町に共通している団体は、合併後に統合するよう調整に努め、また、独自の目的を持った団体につきましては、自主的な判断にゆだねております。さらに、統合に時間を要する団体につきましては、将来、統合するよう調整に努めることといたしております。

このように、各市とも、基本的には統合整備を目指し、経緯や実情を尊重しながら、調整に努めるという内容となっております。

次に、5ページをお開きください。

5ページは、「消防団の取扱いについて」でございます。

消防団につきましては、合併時に統合することが適切であるとされております。ただし、各市町におきまして、組織機構や団員の身分の取扱い等が異なっております場合には、その調整が必要となってまいります。

高松市、塩江町の消防団の現況でございますが、団員数、分団数は、高松市が768人、26分団、塩江町が63人、3分団でございます。また、車両数、屯所数は、高松市が56台、56箇所、塩江町が6台、5箇所でございます。これら組織をどのようにするかという調整が必要となってまいります。

さらに、団員の身分につきましても、資料には、例として、定年について記載いたしておりますが、その取扱いが異なっておりますので、調整を行う必要がございます。

先進地域の事例でも、消防団を統合し、分団数、団員数、報酬等について協議をいたしております。例えば、上から3番目の大船渡市におきましては、消防団は統合し、報酬については、大船渡市の基準に統一するといたしております。また、新居浜市におきましては、消防団は統合し、報酬や費用弁償等は、新居浜市の制度に統一するものとしておりまして、定数等の見直しについては、新居浜市の消防計画に基づき調整するものとしております。

このように、消防団については、その円滑な統合に向けて協議を行う必要がございます。

次は、「使用料・手数料等の取扱いについて」でございます。

高松市と塩江町で、同一目的の施設や同一種類の事務に関して、その使用料や手数料が異なっている場合には、あらかじめ、その取扱いについて十分に検討し、調整を行っておくことが必要でございます。これらの協議・調整に当たりましては、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要がございます。

なお、この使用料や手数料につきましては、条例で定めることとなっておりますので、両市町で関係条例の取扱いについても、十分協議を行う必要がございます。

両市町の現況については、現在、調査中でございますが、現況欄には、住民生活に関係の深い戸籍、税関係の手数料を例としてお示ししております。

戸籍謄本や抄本の証明は、両市町とも450円ですが、住民票の写し、印鑑登録証明、税関係の証明は、高松市が350円、塩江町が300円となっております。また、一般廃棄物関係では、高松市においては、現在、有料化を検討中ですが、現在のところ無料であり、塩江町は、ごみ袋1枚20円となっております。

先進地域の事例でも、編入する市に統一することを基本としており、個々の実情に応じて調整をし、協定を締結いたしております。例えば、新潟市におきましては、老人福祉センターなどの施設使用料や露天市場の出店料について、また、福山市においては、し尿くみ取り料、施設使用料、墓苑・墓地使用料について、別途定めております。このような使用料・手数料関係は、多岐にわたっておりますことから、今後、十分に整理、調整の上、協議会に提出いたしますので、御協議いただきたいというふうに考えております。

次に、7ページをお開き願います。

7ページは、「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」でございます。

両市町では、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付するなど、財政的な支援を行っております。合併に際しましては、これら補助制度の内容を整理し、その必要性を検討するとともに、財政状況等も踏まえて、実情を把握し、補助条件等の調整を行う必要がございます。

両市町の現況につきましては、現在、補助金等の種類、対象団体、金額など詳細を調査中でございますので、整理、調整の上、別途、協議会に提案してまいりたいと考えております。

先進地域の事例におきましても、例えば、新潟市では、補助金等は、従来の実績を下回らないように配慮し、合併後の地域内において均衡を失しないよう調整を図ることといたしております。

また、新居浜市でも、従来からの経緯や実情等に配慮して調整を図るということといたしております。その内容は、同一・同種の制度につきましては、原則として新居浜市の補助制度に統一する。また、両市村独自の補助金制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとし、整理統合できる補助制度については、廃止をするということといたしております。

いずれにいたしましても、補助金等の目的や効果を総合的に勘案し、公平性や有効性、財政面の観点から調整を行っていく必要がございます。

次に、8ページをごらんいただきます。

8ページは、「国民健康保険事業の取扱いについて」でございます。

一番下の欄の概要をごらんいただきたいと思います。

国民健康保険は、市町村が保険者となり、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料または税を徴収して運営しているものでございますが、この運営状況は、市町村によって異なっております。例えば、賦課方式につきましては、高松市が保険料、塩江町が保険税で、また、保険料率や納期など両市町で異なりますので、これら一元化を図る必要がございます。この場合、負担と給付について、住民間に不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化がないよう、その実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて、十分な調整を行う必要がございます。

なお、住民にとって急激な負担増とならないよう、不均一課税ができることとなっております。先ず、先進地域の事例でも、10市のうち5市で不均一課税を実施いたしております。そのうち、合併年度のみを不均一課税といたしましたのは、大船渡市など4市、合併年度及びそれに続く5カ年度について不均一課税といたしましたのは、新居浜市の1市でございます。なお、10市とも、編入する市の制度に統一をするということといたしております。

次に、9ページをお開き願います。

9ページ、最後は、「介護保険事業の取扱いについて」でございます。

介護保険事業につきましては、制度の中で、保険料や納期が異なりますので、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要がございます。

まず、現況欄をごらんください。

保険料でございますが、基準額は、高松市が年額4万4000円、塩江町が4万3000円、保険料の段階は、高松市が6段階、塩江町が5段階と異なっております。また、介護

サービスにつきましては、塩江町は国の基準サービスのみですが、高松市は独自のサービスを上乘せいたしております。このような差異を早期に調整する必要がございます。

先進地域の事例におきましても、保険料については、大船渡市、つくば市、廿日市市、新発田市など、記載しております市では、合併年度は現行どおりとし、翌年度から調整することといたしております。また、納期につきましては、大船渡市は統一いたしておりますが、他の3市につきましては、合併年度は現行どおりといたしております。なお、呉市は、編入する呉市の制度に統一しており、編入されます下蒲刈町の介護保険サービスの充実に努めるといたしております。

このように、何らかの経過措置を設けて、介護保険事業計画をもとに、新たな介護保険料を設定する事例が多くなっております。

以上で、参考資料として提出いたしました合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

佐藤委員 ただいま説明をいただきました。まず、ちょっと2点ほどお願いなり、できましたら、お約束をいただきたいというふうに思っております。

まず、「財産の取扱い」についてでございます。この中の基金の取扱い、これにつきまして、御承知のとおり、塩江ならではの基金というものがございます。例えば、例を挙げますと後継者人材育成基金であるとか、そういう国の制度によらない、塩江町ならではの基金につきましては、ぜひとも塩江町の意向を尊重していただきたいということ。

また、もう一点につきましては、「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」でございます。これも、もう、御承知のとおり、塩江町独自で、未給水地区への町単独の助成であるとか、また、生活道の舗装の助成、それとかイノシシ、今困っておりますが、イノシシの駆除に対する助成と、そういう、これも塩江町独自の助成があります。これは非常に町民の方も、これによってある程度幸せも感じておりますし、そのような現状をお察しの上、ぜひともこのような塩江町単独の補助金、交付金につきましては継承いただくよう、お願いをいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） これについては、それぞれの部会でまたやるんですな。

事務局長 後段部分につきましては、それぞれの所管部署間におきまして、一方にあって一方にない場合、前回説明をいたしました、その取扱いに基づいて、十分に協議を行うということになるかと思っております。

前段部分の基金の取扱いにつきましては、これはいろいろな合併協議会で議論もあるようでございますが、法律上の問題も含めて、その可能性があるかないか、ということを中心にきちんと考えた上で、塩江町さんの御意向も踏まえて、十分に検討をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） 第1回目でも申し上げましたとおり、できるだけ尊重させていただきますので。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

蓮井委員 2点ほどお願いいたします。

まず、2ページの「一部事務組合等の取扱い」についてちょっとお聞きしたいんですけど、讃岐地区広域消防、これは、今の塩江町の現状を考えると、今現在は、香川町にあるところから消防なり救急が来てますけど、これは、この先進地ですかね、事例からすると脱退という形になっとんですけど、どういう取扱いになるんですか。

それと、もう一点、私、商工会の方をお世話させていただいた関係上、合併となれば、高松市の会議所に統合という形で記載されてますが、商工会は、塩江の場合は、大変零細、小さい団体ですので、できるだけ、今現在、高松市の山田商工会というのがありますが、できるだけ塩江も、そのまま残していただきたいと思えます。よろしくお願います。

議長（増田会長） それじゃ、事務局から。

事務局長 ただいま御指摘いただきました2点につきまして、現段階で、事務局として、どうこうするということは言える段階ではございません。もちろん、この案件につきましては、御指摘いただいたように、非常に重要な、関心の高い問題であろうかと思っておりますので、さきの協議会でも御協議いただきました基本的な協議調整方針等に基づきまして、塩江町さんの御意向を踏まえながら、適切な考え方に整理ができればいいかなというふうに思っております。

ただいまの統合とか、いろいろございますが、最終的に、合併時においてきちんとできるかどうかにつきましては、全国的な各合併協議会においても、必ずしもその時点におい

て、決まりきった形にはなっていないということもございますので、その点も、状況も踏まえながら、塩江町さんの御意向も踏まえて、十分に協議をしてみたいというふう
に思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） これもまた、それぞれの場で十分に協議いたしますが、いろんな選
択肢がありますから、合併して高松と一緒にする場合、もしくは、また元通りでやる場
合、いろんなケース、その事業事業でこれから考えられると思います。一番いい選択をし
ていくようになると思いますので、十分に塩江町さんの意向を尊重させていただきます。
また、広域の構成団体の意向等もありますし、そういうのも踏まえて、一番いい選択をし
ていけばいいんじゃないかと思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、特にないようでございますので、次に、（２）の「高松
市・塩江町合併協議会会議開催予定について」、事務局から説明いたします。

事務局次長 会議資料の方でございますが、会議資料１４ページをお開き願います。

その他の（２）「合併協議会会議の開催予定」でございますが、次回、第５回の会議に
つきましては、１１月１０日の月曜日、午後２時から、高松市役所で開催を予定いたして
おりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、第６回会議につきましては１２月ごろを予定いたしておりますが、日程が決まり
次第、御連絡をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） 以上で本日の協議いただく内容はすべて終了いたしました。せ
かくの機会でございますので、何か皆様方の方でございましたら、何でも結構ございま
す、御発言を願いたいと存じますが。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは以上で本日の会議日程を
すべて終了いたします。

皆様方には、長時間にわたりまして御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・塩江町合併協議会第4回会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。どうか今後ともよろしく願いたします。

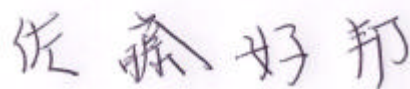
午後 2時28分 閉会

会議録署名委員

委員

Handwritten signature of Takahashi Akiko in cursive Japanese calligraphy.

委員

Handwritten signature of Saito Ken in cursive Japanese calligraphy.